

# 『サロン活動助成事業』における留意事項

サロン活動助成事業を申請・報告いただく際に、下記の留意事項にご注意ください。

## 《対象となる活動について》

- ・高齢者（概ね65歳以上）等を対象とした介護予防の推進、「居場所」づくり、「通いの場」づくり、安心して暮らせる地域づくりを目的に継続的に開催する“サロン活動”が「サロン活動助成事業」の対象です。

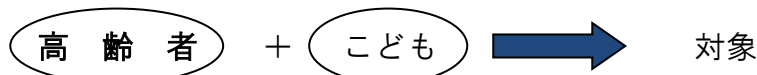
## [サロン活動開催実績の対象外となる活動]

- ①市及び市社協からサロン活動に対して他の助成金を受けた団体の活動
- ②既に当該サロン助成金の対象となっている方々に対する活動
- ③自治会や老人会等が主催する事業や行事  
（夏祭り、地藏盆、運動会、防災訓練、清掃活動等）等
- ④市の敬老会事業補助金を受けて実施する活動
- ⑤サロン対象者・参加者の一部の方のみを対象にした活動  
（一部の方のみへ参加案内・呼びかけた活動）
- ⑥サロン実施に向けた計画、打合せ、準備、スタッフ会議等
- ⑦参加者実績が5名を下回る活動
- ⑧年間6回未満の活動
- ⑨特定の趣味やサークル活動等を行うことを目的とするものであると認められる活動

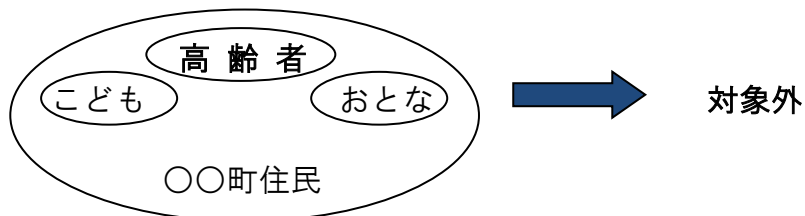
[例1：◇○◇○ふれあいサロン（内容：茶話会）]



[例2：◇○◇○いきいきサロン（内容：レクリエーションで世代間の交流）]



[例3：○○町夏まつり]



## 《経費について》

- ・サロン活動に係る費用が対象です。
- ・スタッフの人件費、打合せに係る費用及びアルコール類は対象外です。

（裏面あり）

## 《開催回数の変更に伴う助成金の返還について》

- ・原則年間6回以上開催実績のあるサロン活動に助成します。

※年間6回以上のサロン開催が必須となります。万が一、開催実績が6回を下回った場合は、助成金を全額返金いただくこととなりますので、ご了承ください。

### ⇒助成金の精算

- [例1] サロンは開催したが開催回数が6回未満となった。 ⇒助成金を全額返還
- [例2] サロンそのものが実施できなかった。 ⇒助成金を全額返還
- [例3] 事業費総額が助成額に満たない。 ⇒助成金額との差額を返還
- [例4] 開催実績(6回以上開催)が実施計画より減った。 ⇒助成金額との差額を返還

## 令和8年度からの変更点

### 《やむを得ない理由による中止の場合》

- ・サロン開催予定日にやむを得ない理由(台風や大雪等参加者に危険が伴う天候や感染症の流行等、参加者の安全確保に配慮が必要な状況が生じた場合)により、急遽サロンを中止せざるを得ない場合は、年間の開催実績が6回に満たないときは、サロン活動助成事業の対象とします。

※やむを得ない理由によりサロンを中止した場合は、原則、代替日を設けて開催してください。

変更する日の調整がつかず、中止した回を除く開催実績が6回未満となった場合、開催回数分は助成対象となります。

### ⇒助成金の精算

- [例5] 年間で6回開催予定だったが、2月開催予定のサロンを大雪により中止したため、開催回数は5回となった。 ⇒助成金1回分4,000円返還
- [例6] 年間で10回開催予定。9月開催予定のサロンを台風により中止したが、10月に変更して開催。開催回数は10回となった。 ⇒返還金なし
- [例7] 年間で6回開催予定。9月開催予定のサロンは台風により中止、3月開催予定のサロンはスタッフの都合で中止し、開催回数は4回となった。 ⇒助成金を全額返還

### 《領収書について》

- ・助成金額分の領収書(写し)又はレシート(写し)を添付してください。
- ・領収書には但し書きを記入してもらってください。
- ・サロン開催に係る費用の領収書を添付してください。助成金額の範囲内でサロンに必要な備品を購入することも可能です。

### 《年度途中の申請について》

- ・年度途中で新規立ち上げのサロンなどで、助成の申請をされる場合、2箇月に1回程度を目安に開催される活動について、申請を受付します。

★申請及び報告書類の作成などにあたって、ご不明な点は東近江市社会福祉協議会窓口にお問い合わせください。